

## 事業事前評価表

### 国際協力機構中南米部中米・カリブ課

#### 1. 案件名（国名）

国名：メキシコ合衆国

案件名：JMPP2030 日本メキシコパートナーシップ・プログラム強化プロジェクト

#### 2. 事業の背景と必要性

（1）メキシコ合衆国におけるパートナーシップ協力の現状・課題及び本事業の位置付け

日本及びメキシコ政府が 2003 年に日墨パートナーシップ・プログラム（JMPP）を締結して以来、両国は中南米カリブ地域の国々の経済社会開発における多様な課題解決に貢献してきた。具体的には、日本の対メキシコ二国間協力の成果を中心に、1,200 名以上に対する第三国研修の実施、約 200 名のメキシコ人専門家の派遣、また耐震技術、ゴマ栽培、マキラドーラ制度、生態系回廊等の分野に係る合計 7 件の三角協力プロジェクトを実施してきた。一方で、メキシコ政府は、2011 年に「開発のための国際協力法」を施行し、メキシコ国際開発協力庁（AMEXCID）を設立するなど、メキシコ政府の「国際協力ドナー化」への動きが加速する中、同庁に対する組織強化を目的とした日本人専門家派遣等の協力も実施されてきた。

JMPP 締結から 20 年が経過し、メキシコ政府は同庁を通じて、中南米カリブ地域に加えて一部のアフリカ及びアジアなど他地域も含め、それらの国々への開発協力を、日本を含む様々な開発ドナーとの連携の下でより一層拡大してきた。そして、中米カリブ地域を中心とする周辺国の開発に大きく貢献し、中南米カリブ地域における大国としてリーダーシップを発揮しその外交的プレゼンスを高めてきた。また、近年では先進国開発ドナーに加えて、中南米地域の所謂「新興ドナー」であるチリやウルグアイ政府と共同で基金を創設し三角協力を推進するなど、様々な開発セクターとの連携を加速している。

メキシコのドナー化を支援する要素が強かった日本との協力関係は、JMPP 締結から 20 年の歳月を経て進化し、ドナー化したメキシコとの対等かつ公平なパートナーシップの関係が構築されている。周辺国が持続可能な開発目標（SDGs）を達成するために必要な協力を、両国が協働する形で強化・推進していくことが求められている。

なお、国際社会における三角・南南協力の動向として、2019 年 3 月にアルゼンチンで開催された第二回国連南南協力ハイレベル会合（ブエノスアイレス行動計画 40 周年：BAPA+40）で協議された国際的な援助潮流において、①三

角・南南協力が SDGs 達成のための効果的な手段である点、②先進国、途上国の枠組みを超え、市民社会、民間企業、学術機関などの多種多様なアクターを巻き込んでいくことが必要な点、の2点が共通認識として醸成されている。

かかる現下の南南・三角協力の状況を踏まえ、日本との対等で新たなパートナーシップ関係の理念の下、JMPP における既存の協力の仕組みなどを見直し、より効率的、効果的かつ戦略的な三角協力を日本と展開していくための改革の重要性が同庁より指摘され、JMPP の強化改善に向けた検討及び意見交換を実施してきた。その結果として、中長期的な戦略計画の設定、JMPP 枠組みにおける各種手続きの簡素化、より柔軟かつ迅速な協力対象国への支援の実現、メキシコが有する能力、技術、知見等の更新・強化、並びに民間・学術セクター等の能力の活用、JMPP 三角協力の透明性や説明責任の向上などを目的とした包括的な技術協力プロジェクトの要請がメキシコ政府より提出された。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

本件は、2023年6月の閣議決定により改訂された開発協力大綱における「2. 開発協力の目的（4）アの（開発途上国との対等なパートナーシップ）」、「3. 基本方針（3）開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」及び「III. 「実施」の1. 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ内の（1）共創を実現するための連帯のウ 他ドナー（南南協力・三角協力の取組を含めた多層的な多国間協力を推進していく）」の方針に合致する。また、対メキシコ国別開発協力方針における重点分野「域内の知恵の連結性強化（三角協力）」、開発課題「域内共通課題への貢献」の「域内共通課題への対応プログラム」に合致する。更に、JICA の第5期中期計画における「開発途上地域のオーナーシップと我が国との対等パートナーシップを基礎とする協力は、開発協力の効果を高め、開発途上地域と我が国との信頼関係の強化に寄与してきたことを再確認し、これを引き続き重視」や、「事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、国際機関・他ドナー等と連携を推進、さらに、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。」にも合致する。

(3) 他の援助機関の対応

SDGs 達成のためには新興ドナーと南南・三角協力の重要性はこれよりも高まっており、UNDP、EU、ドイツ GIZ、スペイン AECID などが当該地域における三角協力を牽引している。

2019年3月には、第2回国連南南協力会議(ブエノスアイレス行動計画40周

年：BAPA+40)がブエノスアイレスで開催され、三角協力も含む南南協力の新たな枠組みが合意された。また、三角協力に関しては、先進国と途上国間の援助の枠組みを超え、新興国や市民社会、民間企業など多様な主体を巻き込んで形成されたプラットフォーム「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC)」における「効果的な三角協力に関するグローバル・パートナーシップ・イニシアティブ(GPI)」での三角協力の水平かつ対等なパートナーシップに基づく新たな取り組みや、民間企業、学術研究機関、市民団体などの多様なアクターの参画を促すための議論が進んでいる。

特に中南米地域では、イベロアメリカサミット事務総局(SEGIB)が実行している12のプログラムの一つである「南南三角協力強化推進プログラム(PIFCSS)」が2012年より開始されており、同地域における南南三角協力の強化に向けた様々な活動が展開されている。中南米地域の19カ国が加盟し、各国間での南南三角協力に関する経験共有や人材育成、また域内統一的な事業戦略方針なども策定されている。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、メキシコ国において①三角協力の推進・実施、②地域協力の推進・実施、③地域ネットワークの構築、④メキシコの有する能力の強化、⑤評価システムの向上を行うことにより、過去の日本の協力の遺産とメキシコの様々なアクターの競争力を最大限に活用し、より効率的かつ効果的な方法で三角協力と地域協力を実施するためのメカニズム強化を図り、もって日本とメキシコが「対等なパートナー」として協働・共創することにより、新しい形態の三角協力・地域協力を実施することで、ラテンアメリカ・カリブ海諸国のSDGs 開発目標の達成に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

メキシコ及び中南米カリブ地域及び域内諸国、並びにその他地域

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：AMEXCID 職員（及び JICA の三角協力関係者、JMPP 従事者も協働・共創を通じた学び合いによる間接的受益者とする）

最終受益者：メキシコ関係機関職員、中南米・カリブ諸国、他地域の住民

#### (4) 総事業費（日本側）

本案件（単独）事業費：	198,000,000 円
JMPP 関連案件を含めた事業費：	300,000,000 円

#### ① 第三国研修

- 1) 「大気環境ガバナンス能力強化」
- 2) 「中米北部三角地帯諸国における非伝統的熱帯果樹栽培システムの導入」

- 3) 「災害リスク削減の理解：地方防災計画の実施に向けた基礎知識」
- ② 個別専門家
  - 4) 「国際開発協力政策支援」
- (5) 事業実施期間
  - 2025年01月～2028年12月を予定(計48カ月)
- (6) 事業実施体制
  - (ア) AMEXCID
    - 1) AMEXCID 長官：プロジェクト最高責任者
    - 2) 国内事業総局(DGOPM)：JMPP プロジェクト担当主管部署（三角、地域協力、太平洋同盟、他地域ブロック）
    - 3) 対外協力総局(DGEPE)：メソアメリカ統合開発プロジェクトとの地域協力（特に成果2）
    - 4) 特別プロジェクト実施総局(DGEPECI)：PDI（中米北部三角地帯の統合開発計画）に関する協力
    - 5) 協力政策局(DGPC)：JMPPにおける優先対象国、地域、分野の設定
    - 6) 計画評価局(DGPE)：プロジェクト評価、説明責任（特に成果5）

(イ) 優先協力分野、協力対象国・地域

- ① 特にメキシコ側の関心が高く協力可能な分野
  - 1) 食料安全保障
  - 2) 移民・難民対策（メキシコ南部・北部三角地帯＋コロンビア、ベネズエラ）
  - 3) ジェンダー平等（女性の経済的エンパワーメント、女性保護）
  - 4) 防災・減災
  - 5) 気候変動対策
  - 6) デジタル化（DX）
- ② 二国間協力のアセットを前提とした双方の関心分野
  - 1) 都市環境
  - 2) 生態系保全、湿地帯管理
  - 3) 水資源、水質管理
  - 4) 農林、牧畜、水産

上記の提供拠点として国際研修の実施、専門家派遣、セミナー開催などを担当

- 1) CENAPRED（国立防災センター）：防災分野
- 2) INIFAP（国立農牧林研究所）：熱帯果樹、農牧業全般
- 3) CONAGUA（国家水委員会）：水資源管理、水質管理

- 4) CONABIO（国立生物多様性センター）：生態系保全、回廊管理
- 5) CONANP（国立自然地区保護委員会）：自然保護区管理、湿地帯管理
- 6) INECC（国立環境・気候変動庁）：廃棄物管理、気候変動対策、大気汚染対策
- 7) INMUJERES（国家女性庁）：ジェンダー平等
- 8) INM（国家移民庁）：移民対策
- 9) COMAR（国家難民庁）：難民支援
- 10) SICT（運輸交通・通信省）：デジタル化分野
- 11) その他、毎年の JCC 合同調整委員会※で双方合意に基づき設定されるセクターに関連する機関

## （7）投入（インプット）

### 1）日本側

- ① 長期専門家派遣
- ② 短期専門家派遣（本案件のコンポーネントである④メキシコの有する能力の強化、⑤評価システムの向上の分野に係る短期専門家）  
（分野：食料安全保障、移民・難民対策、ジェンダー平等、防災・減災、気候変動対策、デジタル化、都市環境、生態系保全・湿地帯管理、水資源・水質管理、農林・牧畜・水産）  
（分野・投入時期などの詳細計画：毎年実施予定の合同調整委員会にて決定）
- ③ 現地プロジェクト・コーディネーター
- ④ 三角協力・地域協力を資する活動（国際研修、メキシコ専門家派遣、三角協力ミニ・プロジェクト、国際セミナー、日本招聘など）を実施のための経費

### 2）メキシコ国側

- ① AMEXCID 内にプロジェクトチームを設置。以下のコンポーネントのための CP スタッフの配置: (1)コミュニケーション・フォーカルポイント、(2)三角協力、(3)地域協力、(4)地域ネットワーク、(5)メキシコにおける能力開発、(6)評価。
- ② 日本人専門家（長期および短期）のためのオフィスの割り当て、環境整備。
- ③ 三角協力・地域協力活動（国際研修、メキシコ人専門家派遣、三角協力ミニ・プロジェクト、国際セミナー、ワークショップなど）を実施するための費用分担の原則に基づく予算措置。
- ④ セクター機関のカウンターパート・スタッフのサポート、および日本人短

期専門家のためのオフィス・スペースと環境を提供。

(8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本件に関連する近年の協力事業として、以下が挙げられる。

- ・メキシコ政府が実施する各種の南南協力事業を補完
- ・JMPP を通じた第三国研修、メキシコ人専門家派遣、国際セミナー等（2003年～）

- ・AMEXCID への国際協力アドバイザー型専門家派遣（2011年～現在）

2) 他の開発協力機関等の援助活動

- ・GIZによる AMEXCID への組織強化プロジェクト
- ・UNDP による国際プロジェクト評価への支援

・ドイツ、スペイン、チリ、ウルグアイ、EU、太平洋同盟による「三角協力基金」の設置と三角協力プロジェクトの実施

これら各種基金との連携事業によるコストシェアリングも想定する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

食料安全保障、移民・難民対策、ジェンダー平等、気候変動対策、デジタル化

3) ジェンダー分類：「GI (P) ジェンダー平等政策・制度支援案件、女性を主な裨益対象とする案件」

<活動内容／分類理由>

本事業では特に移民分野を通じて、戦略策定および意思決定のプロセスにおけるジェンダー平等及び社会的弱者の参加を促進することとしている。特にメキシコ側の関心事項である女性の経済的エンパワーメントと女性保護に関しては活動の中で促進することとしている。

(10) その他特記事項

特になし。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：日本とメキシコが「対等なパートナー」として協働・共創することにより、新しい形態の三角協力・地域協力を実施することで、ラテンアメリカ・カリブ海諸国の SDGs 開発目標の達成に貢献する。

指標及び目標値：JMPP で実施したプロジェクト成果の数、協力期間中に派遣された専門家の数、協力期間中にメキシコで研修を受けたラテンアメリカ地域出身の人数、協力期間中に実施されたプロジェクト数

(2) プロジェクト目標：過去の日本の協力成果とメキシコの様々なアクターの能力、経験、グッドプラクティスを最大限に活用し、より効率的かつ効果的な方法で三角協力と地域協力を実施するためのメカニズムを強化する。

指標及び目標値：JMPP プロジェクトの管理・調整のためのツール（ガイド、マニュアル、参考文献など）の改善、JMPP による供給能力インベントリ—またはカタログの作成と更新、JMPP の合同調整委員会（JCC）により継続的に更新される JMPP 実施計画。

#### (3) 成果

成果 1：三角協力の推進・実施

成果 2：地域協力の推進・実施

成果 3：地域ネットワークの構築

成果 4：メキシコの有する能力の強化

成果 5：評価システムの改善

#### (4) 主な活動：

活動 1.1 JMPP における三角協力の実績レビュー

活動 1.2 メキシコ政府の南南、地域協力の実績及び計画レビュー

活動 1.3 新規プロジェクトを策定するためのニーズの分析と特定

活動 1.4 初年度事業計画の策定と JCC 合同委員会での承認

活動 1.5 事業の実施

活動 1.6 次年度事業計画の策定、承認及び実施

活動 2.1 メキシコ政府の地域協力の実績・計画のレビュー

活動 2.2 メソアメリカ統合開発プロジェクト、太平洋同盟、SICA、カリコム等との協議、ニーズ把握

活動 2.3 初年度事業計画の策定と JCC 合同委員会での承認

活動 2.4 事業の実施

## 活動 2.5 次年度事業計画の策定、承認及び実施

- 活動 3.1 JMPP 三角協力受益国・機関の中から「協力リソース供給可能な国」を特定し、人材能力開発のための地域プラットフォームを構築する。
- 活動 3.2 過去に実施されたメキシコ第三国研修の周辺国参加者の現状把握と、セクター別人的ネットワーク化の検討
- 活動 3.3 ソーシャル・ネットワークのアクション・プランを設計する。
- 活動 3.4 同窓生、在メキシコ日系人、JICA ボランティアと協力して、提案されたアクションを実施し、プロジェクトを策定する。
- 活動 4.1 メキシコ政府が有する「メキシコ国際協力能力カタログ」のレビューと更新
- 活動 4.2 メキシコ側のセクター専門機関へのヒアリング等による国際協力の現状把握と関心確認
- 活動 4.3 メキシコセクター専門機関の能力の更新
- 活動 4.4 メキシコ民間セクター、市民団体等の潜在的な「能力」に関する調査実施
- 活動 4.5 民間セクター、市民団体等の能力のカタログの更新
  
- 活動 5.1 国際協力プロジェクト評価と説明責任に関する対応状況の把握・レビュー
- 活動 5.2 プロジェクト評価・モニタリングシステムの紹介と知見共有
- 活動 5.3 合同プロジェクト評価方法のデザインと試行的実施
- 活動 5.4 JMPP 日墨合同評価の方式・システムの検討と構築

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

2024 年 6 月の大統領選挙後政策に大きな変化がない。

### (2) 外部条件

大規模な自然災害・パンデミック等が発生しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

2000 年～2003 年に実施された「メキシコ南南協力支援プロジェクト」では、国際協力のドナー化を標榜するメキシコ外務省に対し、国際開発プロジェクトの計画、モニタリング、評価など一連のプロジェクト管理に関する技術協力を行った。他方、その後の政権交代、人事異動や組織再編等により、これらのノウハウがメキシコ外務省内に必

ずしも十分に定着していない。また、ドイツ国際協力公社(GIZ)や国連開発計画(UNDP)も組織強化を目的とした協力プロジェクトを実施してきたが、メキシコ側の組織としての持続性が十分でないため知見やノウハウが十分に定着しないという大きな課題が見られる。従って、本案件では、「メキシコ外務省や国際開発協力庁の組織強化」を目的とするのではなく、二国間協力の長い歴史を通じ蓄積されたアセットやメキシコセクター専門機関の比較優位の高い技術、ノウハウ及び能力を特定の上、最大活用できる制度を整備し、JMPP が中南米カリブ地域全体の「技術やノウハウの共有財産」として活用されることを目指した三角、地域協力プロジェクトの実施に主眼を置いた計画とする。また、三角協力のポイントとなる、メキシコのセクター別専門機関の能力については、恒常的な更新が必要であり、日本の専門家による技術移転等を通じて協力を実施する。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、①三角協力の推進・実施、②地域協力の推進・実施、③地域ネットワークの構築、④メキシコの有する能力の強化、⑤評価システムの改善を通じ、日本とメキシコが「対等なパートナー」として協働・共創することにより、新しい形態の三角協力・地域協力の実施に資するものである。また、SDGs ゴールの目標 2「飢餓をゼロに」、目標 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」、目標 4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、目標 5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」、目標 7「手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」、目標 10「国内および国家間の不平等を是正する」、目標 13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」、目標 14「海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」、目標 15「森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」、目標 17「持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール  
事業開始 2025 年 1 月  
事業完了 3 年後 事後評価

以 上